

消費者契約の条項の開示要請
(消費者契約法第12条の3第1項に基づく要請)

令和8年9月29日

〒170-0002

東京都豊島区巣鴨 2-11-4 第3高橋ビル

想いコーポレーション株式会社 御中

〒060-0002

札幌市中央区北2条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

Mail: hocnet1222@alto.ocn.ne.jp

第1 消費者契約の条項の開示の要請

当法人は、貴社に対して、消費者契約法第12条の3第1項に基づき、消費者契約の条項の開示を要請いたします。

1 開示を要請する消費者契約の条項の要旨

貴社において、不特定かつ多数の消費者との間で使用している、死後事務委任サービスに関する契約条項

2 要請の理由

(1) これまで、当法人と貴社の間で、貴社の使用する死後事務委任サービスに関する契約条項につき申入れ協議を行いましたが、そのうち、コンサル費用につき、令和8年8月7日付「ご照会及び再申入書」において消費者契約法9条1項1号に該当して無効である旨申入れを行いました。ところが、貴社

において、同年９月１０日付「回答書」により、同条項に抵触しない旨回答されました。

そのため、貴社において、不特定多数の消費者との間で、消費者契約法に抵触する条項を使用するおそれがあるものといえます。

- (2) また、貴社からは、当法人の申入れに対し、令和８年２月２７日付「回答書」及び同年７月２日付「回答書」において、一部条項につき修正・削除を行う旨表明いただきました。

もともと、現在まで、修正された契約条項を含む死後事務委任サービス契約書の書式については当法人に送付されていないところです。そのため、上記表明いただいた消費者契約法に抵触する条項についても未だ使用するおそれがあるものと言えます。

- (3) したがって、前記１項のとおり、消費者契約の条項の開示を要請します。

３ 希望する開示の実施の方法及び開示を実施するために必要な事項

開示の実施の方法として、使用されている契約条項が記載されている書式を、書面にて、当法人事務所の住所宛てに郵送でお送りください。

第２ 回答の期限など

以上の照会に対しまして、令和８年１０月３０日までに、ご回答くださいますよう、お願い申し上げます。なお、貴社からのご回答の有無及びその内容は、当法人の活動目的のためにホームページ等にて公表させていただきます。また、ご開示いただきました契約条項に関して、当法人からの申入れ等に係る契約条項は、消費者への情報提供のため、公表することがございます。